

少年法の適用年齢引下げに 反対する院内集会

今、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会で少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの是非が議論されています。

民法の成年年齢を18歳未満に引き下げる法律が2022年4月に施行されますが、少年法をこれと同じに引き下げてよいのでしょうか。

法制審部会の議論状況や少年法の適用年齢引下げの問題点について国会議員の方々、市民の皆さんと一緒に考えたいと思います。是非御参加ください。

日時 **2019年4月9日(火) 正午～午後1時**

(午前11時45分開場予定)

場所 **参議院議員会館 1階101会議室 (定員140名)**

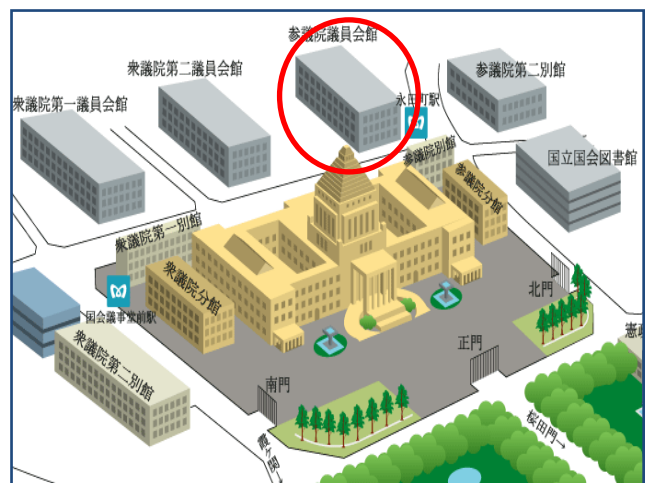
プログラム(予定)

参加費不要

- ① 法制審部会の議論状況報告
- ② リレートーク

<事前申込が必要です>

本院内集会につきましては、会場が国会議員会館内となるため、必ず事前申込を行ってください。定員(140名)になり次第、受付を締め切ります。裏面の申込用紙に記載の上、お早めにお申し込みください。



【アクセス】地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅1番出口よりすぐ
地下鉄丸ノ内線・千代田線『国会議事堂前』駅より徒歩5分

【共催団体】(50音順)

子どもと法・21 / 主婦連合会 / 全国青少年教化協議会 / 全国地域婦人団体連絡協議会
全司法労働組合 / 全日本教職員組合 / 東京都地域婦人団体連盟
日本児童青年精神医学会 / 非行克服支援センター / 「非行」と向き合う親たちの会
日本弁護士連合会 / 関東弁護士会連合会 / 東京弁護士会 / 第一東京弁護士会 / 第二東京弁護士会

少年法の適用年齢引下げに 反対する院内集会

送付先FAX：03-3580-2896（日弁連事務局人権部人権第一課行）

氏名： _____ 御所属： _____

連絡先:(電話) _____ / (FAX) _____

メッセージ欄

少年法改正問題に関して御意見がありましたら、御記載ください。
お寄せいただいたメッセージを集会その他で御紹介してもよいでしょうか。

☐ 可(実名でも可)

☐ 可(匿名を条件に可)

☐ 不可

※ 個人情報の利用目的:御提供いただいた個人情報は、各共催団体のプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、少年法改正問題に関する集会の運営に係る事務に利用します。

※ 日本弁護士連合会では、本院内集会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お申込み・お問い合わせ: 日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9502